○農林水産省告示第二千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県大崎市岩出山下一栗字片岸浦一〇七・一一五の一・一三三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七、一二一の二、一二二、一二三、一三五、一四三から一四六まで、一四九の二、一六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字片岸浦一一五の一（次の図に示す部分に限る。）、一二一の二、一三五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年十月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府亀岡市千代川町北ノ庄池ノ谷三九の二・三九の四（以上二筆国有林）、三九の三、三九の六、三九の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十月十一日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第442号	搾油生ごみ肥料	学校法人東京農業大学	東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六条第二項の規定に基づき、平成二十六年産の麦の一類から四類まで、六類及び七類に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十九条の十二第一項第六号の規定に基づき、地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を次のように定める。

平成二十五年十月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百二十九条の十二第一項第六号に規定する地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法は、エスカレーターが床又は地盤に自立する構造である場合その他地震その他の震動によって脱落するおそれがないことが明らかである場合を除き、次のいずれかに定めるものとする。

第一　次に定める構造方法とすること。

一　一の建築物に設けるものとすること。

二　エスカレーターのトラス又ははり（以下「トラス等」という。）を支持する構造は、トラス等の一端を支持部材を用いて建築物のはりその他の堅固な部分（以下「建築物のはり等」という。）に固定し、その他端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「一端固定状態」という。）で設置したもの又はトラス等の両端の支持部材を建築物のはり等の上にトラス等がしゅう動する状態（以下「両端非固定状態」という。）で設置したものであること。

三　トラス等がしゅう動する状態で設置する部分（以下「非固定部分」という。）において、エスカレーターの水平投影の長辺方向（以下単に「長辺方向」という。）について、トラス等の一端の支持部材を設置した建築物のはり等とその他端の支持部材を設置した建築物のはり等との相互間の距離（以下単に「建築物のはり等の相互間の距離」という。）が地震その他の震動によって長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下この号において「かかり代長さ」という。）が、次のイ又はロに掲げる場合に応じてそれぞれ次の表に掲げる式に適合するものであること。

イ　一端固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
㈠	C＞Σγ・Hの場合	B≧Σγ・H＋20
㈡	C≦Σγ・Hの場合	B≧2Σγ・H－C＋20

一　この表において、C、γ、H及びBは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C　非固定部分における建築物のはり等の相互間の距離が地震その他の震動によって長辺方向に長くなる場合にトラス等の支持部材がしゅう動可能な水平距離（以下「隙間」という。）（単位　ミリメートル）

γ　エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角

H　エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

B　かかり代長さ（単位　ミリメートル）

二　㈠項の適用は、長辺方向の設計用層間変形角における層間変位によって、エスカレーターが建築物のはり等と衝突することによりトラス等に安全上支障となる変形が生じないことを実験によって確かめた場合に限る。

ロ　両端非固定状態の場合

	隙間及び層間変位について想定する状態	かかり代長さ
㈠	C＋D＞Σγ・Hの場合	B≧Σγ・H＋D＋20
㈡	C＋D≦Σγ・Hの場合	B≧2Σγ・H－C＋20